

河内町告示第 26 号

令和 3 年第 2 回（4 月）河内町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和 3 年 4 月 14 日

河内町長 雑 賀 正 光

1. 期 日 令和 3 年 4 月 20 日

2. 場 所 河内町議会議場

3. 事 件

- ・ 専決処分の承認を求めることについて
（河内町税条例及び河内町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例）
- ・ 専決処分の承認を求めることについて
（令和 2 年度河内町一般会計補正予算（第 11 号））
- ・ 専決処分の承認を求めることについて
（河内町国民健康保険条例の一部を改正する条例）
- ・ 専決処分の承認を求めることについて
（河内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- ・ 河内町営住宅管理条例及び河内町子育て支援住宅条例の一部を改正する条例

令和 3 年第 2 回
河内町議会臨時会会議録

令和 3 年 4 月 2 0 日 午前 1 0 時 1 2 分開会

1. 出席議員 12 名

1 番	山 本 豊 君	2 番	佐 川 洋 司 君
3 番	高 橋 利 彰 君	4 番	服 部 隆 君
5 番	高 橋 稔 君	6 番	小 更 雅 之 君
7 番	諸 岡 周 示 君	8 番	牧 山 龍 雄 君
9 番	野 澤 良 治 君	10 番	星 野 初 英 君
11 番	大 野 佳 美 君	12 番	宮 本 秀 樹 君

1. 欠席議員

な し

1. 出席説明員

町 長	雑 賀 正 光 君
副 町 長	藤 井 俊 一 君
総務課長兼秘書広報課長	諏 訪 洋 一 君
企画財政課長	北 澤 雅 志 君
経済課長	坂 本 紀 幸 君
上下水道課長	香 取 秀 一 君
教 育 長	鈴 木 裕 之 君
教育委員会事務局長	寺 崎 光 則 君
町 民 課 長	石 山 茂 樹 君
税 務 課 長	伊 藤 英 樹 君
子育て支援課長	足 立 誠 君
福祉課長	吉 田 茂 久 君
出 納 室 長	石 山 哲 也 君
都市整備課長	仲 代 直 人 君

1. 出席事務局職員

議 会 事 務 局 長	小 島 孝 裕
-------------	---------

1. 会議録署名議員

9 番 野 澤 良 治 君
10 番 星 野 初 英 君

1. 議事日程

議 事 日 程

令和3年4月20日（火曜日）

午前10時12分開会

議事日程

- 日程1. 会議録署名議員の指名について
- 日程2. 会期の件について
- 日程3. 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて
(河内町税条例及び河内町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例)
- 日程4. 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて
(令和2年度河内町一般会計補正予算(第11号))
- 日程5. 報告第3号 専決処分の承認を求めることについて
(河内町国民健康保険条例の一部を改正する条例)
- 日程6. 報告第4号 専決処分の承認を求めることについて
(河内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程7. 議案第1号 河内町営住宅管理条例及び河内町子育て支援住宅条例の一部を改正する条例

1. 本日の会議に付した事件

- 日程1. 会議録署名議員の指名について
- 日程2. 会期の件について
- 日程3. 報告第1号
- 日程4. 報告第2号
- 日程5. 報告第3号
- 日程6. 報告第4号
- 日程7. 議案第1号

午前10時12分開会

○議長（服部 隆君） おはようございます。

ただいまより令和3年第2回河内町議会臨時会を開会します。

本日の出席議員は12名です。

よって、定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

○議長（服部 隆君） 日程1、会議録署名議員の指名でございますが、議長指名でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） それでは、

9番 野 澤 良 治 君

10番 星 野 初 英 君

両名を指名いたします。よろしくお願いします。

○議長（服部 隆君） 日程2、会期の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日4月20日の1日といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日4月20日の1日と決定いたしました。

なお、本日の会議内容はお手元に配付の議事日程のとおりでありますので、御了承くださるようお願いいたします。

○議長（服部 隆君） 日程3から日程7の審議に入るに当たり、執行部より提案理由の説明を求めます。

雑賀町長。

〔町長雑賀正光君登壇〕

○町長（雑賀正光君） おはようございます。

令和3年第2回河内町議会臨時会の提出案件の提案理由を申し上げます。

報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（河内町税条例及び河内町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例）について、御説明申し上げます。

本件は、地方税法等の一部を改正する法律が令和3年3月31日に公布されたことに伴い、河内町税条例及び河内町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正したので、報告し承認を求めるものであります。

報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度河内町一般会計補正予算（第11号））について、御説明申し上げます。

本件は、令和２年度河内町一般会計補正予算（第11号）でありまして、地方自治法第179条第１項の規定により、令和３年３月31日付で専決処分したので、報告し承認を求めるものであります。

報告第３号 専決処分の承認を求めることについて（河内町国民健康保険条例の一部を改正する条例）について、御説明申し上げます。

本件は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が公布施行されたことに伴い、河内町国民健康保険条例の一部を改正したので、報告し承認を求めるものであります。

報告第４号 専決処分の承認を求めることについて（河内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）について、御説明申し上げます。

本件は、地方税法等の一部を改正する法律が令和３年３月31日に公布されたことに伴い、河内町国民健康保険税条例の一部を改正したので、報告し承認を求めるものであります。

議案第１号 河内町営住宅管理条例及び河内町子育て支援住宅条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

本件は、町営住宅及び子育て支援住宅の入居要件の見直しのため、関係する両条例の一部を改正するものであります。

以上、報告４件、議案１件について、御審議方よりしくお願い申し上げます。

○議長（服部 隆君） 御苦勞さまでした。

提案理由の説明は終わりました。

○議長（服部 隆君） 日程３、報告第１号 専決処分の承認を求めることについて、専決処分第２号 河内町税条例及び河内町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

担当課長に説明を求めます。

伊藤税務課長。

○税務課長（伊藤英樹君） 報告第１号 専決処分の承認を求めることについて（河内町税条例及び河内町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例）の概要を御説明申し上げます。

本件は、地方税法等の一部改正により、河内町税条例及び河内町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正したものです。

主な改正点としましては、個人住民税においては、住宅ローン控除期間13年の特例について、一定の場合に、令和４年までの入居者を対象に延長されます。また、セルフメディケーション税制の適用期間について、令和９年度まで５年延長されます。

固定資産税においては、令和３年度の評価替えに伴い、現行の土地にかかる固定資産税の負担調整措置を継続した上で、令和３年度に限り、負担調整措置等により課税標準額が

増額する土地について、前年度の課税標準額に据え置く特別な措置を講じます。

軽自動車税においては、環境性能割の税率を1%分軽減する臨時的軽減について、適用期間を9か月延長し、令和3年12月31日までの取得を対象とします。

そのほか、行政手続における税務関係書類の押印義務の見直しにより、実印及び印鑑証明書を求めている手続を除き、押印義務を廃止するとともに、移動が生じた引用条項を整理することなどによるものです。

以上でございます。

○議長（服部 隆君） 御苦労さまでした。

報告第1号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 討論を打ち切り、採決いたします。

報告第1号は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 異議なしと認めます。よって、報告第1号 専決処分の承認を求めることについて、専決処分第2号 河内町税条例及び河内町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり承認することに決しました。

○議長（服部 隆君） 日程4、報告第2号 専決処分の承認を求めることについて、専決処分第3号 令和2年度河内町一般会計補正予算（第11号）を議題といたします。

担当課長に説明を求めます。

北澤企画財政課長。

○企画財政課長（北澤雅志君） 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度河内町一般会計補正予算（第11号））の概要について、御説明申し上げます。

本件は、令和2年度河内町一般会計補正予算（第11号）でありまして、規定の予算額に3億5,366万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ63億7,151万5,000円としたものでございます。

第1表の歳入歳出予算のうち、歳入の主なものにつきましては、9ページを御覧ください。

地方交付税を実績に合わせ2億2,881万6,000円を増額。その他、各種交付金等につきましても、実績に合わせ補正したものでございます。

また、10ページを御覧ください。

ふるさと寄附金につきましては、寄附額の実績に合わせ4,344万9,000円を減額、繰越金は前年度決算額として1億3,974万3,000円を増額計上したものでございます。

歳出の主なものにつきましては、人件費、物件費、補助費等を実績に合わせ整理したものでございます。

11ページを御覧ください。

総務費の基金費につきましては、町債基金へ1億円、公共施設整備基金へ3億円を積み立て、ふるさと寄附基金につきましては、実績に合わせ4,344万9,000円を減額計上したものでございます。

また、12ページを御覧ください。

教育費の教育事務局費につきましては、教育振興基金への積立てとして5,000万円を増額計上したものでございます。

以上でございます。

○議長（服部 隆君）御苦労さまでした。

報告第2号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 討論を打ち切り、採決いたします。

報告第2号は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 異議なしと認めます。よって報告第2号 専決処分の承認を求めることについて、専決処分第3号 令和2年度河内町一般会計補正予算（第11号）は、原案のとおり承認することに決しました。

○議長（服部 隆君） 日程5、報告第3号 専決処分の承認を求めることについて、専決処分第4号 河内町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

担当課長に説明を求めます。

石山町民課長。

○町民課長（石山茂樹君） 報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（河内町国民健康保険条例の一部を改正する条例）の概要について、御説明申し上げます。

本件は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が公布施行されたことに伴い、河内町国民健康保険条例の一部を改正したものであります。

主な改正内容は、新型コロナウイルス等対策特別措置法等の一部改正に伴い、傷病手当金に係る規定を整理するため、条例の一部を改正したものであります。

以上でございます。

○議長（服部 隆君）御苦労さまでした。

報告第3号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 討論を打ち切り、採決いたします。

報告第3号は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 異議なしと認めます。よって報告第3号 専決処分の承認を求めることについて、専決処分第4号 河内町国民健康保険条例の一部を改正する条例は、原案のとおり承認することに決しました。

○議長（服部 隆君） 日程6、報告第4号 専決処分の承認を求めることについて、専決処分第5号 河内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

担当課長に説明を求めます。

石山町民課長。

○町民課長（石山茂樹君） 報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（河内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の概要について、御説明いたします。

本件は、地方税法等の一部を改正する法律が令和3年3月31日に公布されたことに伴い、河内町国民健康保険税条例の一部を改正したものであります。

主な改正内容は、地方税法等の一部改正に伴い、国民健康保険税の減額に係る所得の基準額等について、所得の算定において基礎控除額相当分の基準額を43万円に引き上げるほか、所要の改正を行うため、条例の一部を改正したものであります。

以上でございます。

○議長（服部 隆君） 御苦労さまでした。

報告第4号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 討論を打ち切り、採決いたします。

報告第4号は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 異議なしと認めます。よって報告第4号 専決処分の承認を求めることについて、専決処分第5号 河内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり承認することに決しました。

○議長（服部 隆君） 日程7、議案第1号 河内町営住宅管理条例及び河内町子育て支

援住宅条例の一部を改正する条例を議題といたします。

担当課長に説明を求めます。

仲代都市整備課長。

○都市整備課長（仲代直人君） 議案第1号 河内町営住宅管理条例及び河内町子育て支援住宅条例の一部を改正する条例の概要について、御説明申し上げます。

本件は、町営住宅入居要件の見直しを図るため、河内町営住宅管理条例及び子育て支援住宅条例の一部を改正するものであります。

町営住宅入居者の資格について、これまで、町内在住・在勤としておりましたが、転入者について2親等までの親族が町内に住んでいれば資格を有することができるよう、町営住宅管理条例を改正するものであります。

また、子育て支援住宅についても、義務教育までの者を扶養する夫婦または婚姻を前提としている世帯としておりましたが、ひとり親世帯についても、義務教育までの者を扶養する世帯について入居できるよう改正するもののほか、転入希望の子育て世帯について、未就学児を扶養するなど一定の要件を満たせば入居できるよう、子育て支援住宅条例を改正するものであります。

以上です。

○議長（服部 隆君） 御苦労さまでした。

議案第1号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第1号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 異議なしと認めます。よって、議案第1号 河内町営住宅管理条例及び河内町子育て支援住宅条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（服部 隆君） 以上をもちまして、本臨時会の全日程が終了いたしました。

これにて令和3年第2回河内町議会臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午前10時28分閉会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する

河内町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員